

一般社団法人 日本エンドトキシン・自然免疫研究会 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人 日本エンドトキシン・自然免疫研究会と称し、英文名では、**Japanese Endotoxin and Innate Immunity Society** と表示する。

(主たる事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、エンドトキシン・自然免疫研究に関し会員の研究発表、知識の交換並びに会員相互間および関連学協会との研究連絡、提供の場となり、エンドトキシン・自然免疫研究の進歩普及に貢献し、もって学術文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) エンドトキシン・自然免疫研究に係る研究発表会、学術講演会等の開催並びに教育に関する事業
- (2) 機関誌及び論文図書等の刊行並びに出版事業
- (3) 内外の関係学術団体との連絡及び提携
- (4) エンドトキシン・自然免疫に関する研究及び調査
- (5) 優秀な業績の表彰
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第 5 条 この法人の会員は、次の三種とする。

- (1) 正 会 員：この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 名誉会員：会務に尽力した者の中から、理事会及び社員総会において推薦された者
- (3) 賛助会員：この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 正会員から選出された代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(代議員)

第 6 条 この法人に、概ね正会員5人の中から1名の割合をもって選出される代議員を置く。端数の取扱いについては理事会で定める。

- 2 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。すべての正会員は、代議員に立候補することができる。
- 3 代議員に立候補する正会員は、別に定める代議員選出委員会に届出て、審査を経るものとする。
- 4 前項の代議員選出委員会の審査を経た代議員候補者の中から正会員による選挙により代議員を選出する。
- 5 代議員の任期は4年とし、選出の年の10月1日に始まり、次期選出の年の9月30日に終わる。再任を妨げない。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団・財団法人法第266条第1項、268条、278条、284条）を提起している場合（一般社団・財団法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。当該代議員は、役員選任及び解任（一般社団・財団法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般社団・財団法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。
- 6 代議員に欠員が生じたときは、別に定めるところにより、補充の代議員を選挙することができる。補充によって選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 代議員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 8 代議員が次の各号の一に該当する場合は、社員総会の決議をもって解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他代議員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 9 正会員は、一般社団・財団法人法に規定された次に掲げる社員の権利を社員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 一般社団・財団法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 一般社団・財団法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 一般社団・財団法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 一般社団・財団法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 一般社団・財団法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - (6) 一般社団・財団法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 一般社団・財団法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 一般社団・財団法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(入会)
第7条

- 正会員及び賛助会員になろうとする個人及び団体は、理事会が別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 前項の規定により、入会の承認をしたときは、会員名簿に所定の事項を記載するとともに、申込者にその旨を通知する。入会を拒否したときは、ただちにその旨を通知する。

(退 会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が、次の各号の一つに該当する場合には、第 17 条第 2 項に規定する社員総会の特別決議により除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日から 1 週間前までに当該会員にその旨を通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。
- 3 第 1 項により除名が決議されたときは、当該会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 会費を 3 年以上滞納したとき。
- (2) 死亡又は会員である団体が解散したとき。

(会 費)

第 11 条 正会員または賛助会員となった個人又は団体は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第 4 章 社員総会

(構 成)

第 12 条 社員総会は、代議員をもって構成する。

(権 限)

第 13 条 社員総会は、次の事項及び一般社団・財団法人法に規定する事項について決議する。

- (1) 会員の除名および代議員の解任
- (2) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任並びに理事の任期の短縮
- (3) 役員報酬等の額及びその支給基準
- (4) 一般社団・財団法人法第 113 条に規定する役員責任の一部免除
- (5) 役員責任の一部免除を受けた者への退職慰労金支給
- (6) 定款の変更
- (7) 事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 解散及び継続
- (9) 合併契約の承認
- (10) 第 40 条第 2 項に規定する残余財産の帰属の決定
- (11) 役員が社員総会に提出し、又は提供した資料を調査する者の選任
- (12) 社員による招集の請求により招集された社員総会における、法人の業

務及び財産の状況を調査する者の選任

- (13) 会費の額
 - (14) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
 - (15) 事業報告並びに計算書類及び財産目録の承認
- 2 社員総会は、前項第11号又は第12号に掲げる事項を決議する場合を除き、あらかじめ社員総会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。

(招 集)

- 第14条 定時社員総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に、臨時社員総会は必要に応じて随時招集する。
- 2 社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 3 社員総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。
- (1) 社員総会の日時及び場所
 - (2) 社員総会の目的である事項（当該事項が役員を選任及び解任、役員等の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要（確定していない場合はその旨）を含む。）
 - (3) 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨、社員総会参考書類に記載すべき事項及び議決権行使の期限
 - (4) 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法及び代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項

(招集通知)

- 第15条 理事長は、社員総会の日を2週間前までに、代議員に対して、前条第3項各号に掲げる事項（次項により社員総会参考書類に記載した事項を除く。）に記載した書面により、その通知をしなければならない。
- 2 社員総会に出席しない代議員が書面で議決権を行使することができるときは、前項の通知には、一般社団・財団法人法第42条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。
- (1) 社員総会参考書類
 - (2) 議決権行使書

(議 長)

- 第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において出席した代議員の中から選出する。

(決 議)

- 第17条 社員総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席代議員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項に規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総代議員の半数以上でかつ総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名および代議員の解任
 - (2) 監事の解任
 - (3) 一般社団・財団法人法第113条第1項に規定する役員の一部

免除

- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 解散及び継続
- (7) 合併契約の承認

(議決権)

第18条 代議員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第19条 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない代議員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合においては第17条の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権行使)

第20条 社員総会に出席しない代議員が書面で議決権を行使することができることとするときは、社員総会に出席できない代議員は、第15条第2項に規定する議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第17条の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第21条 理事長が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、代議員の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する社員総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第14条第3項の理事会において定めるものとし、第15条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、一般社団・財団法人法第57条に規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

第5章 役員

(種別及び定数)

第23条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
 - 4 理事長以外の理事の中から必要に応じて、副理事長、専務理事、常務理事等の業務執行理事若干名を選任することができる。

(役員を選任等)

第24条 役員は、別に定めるところにより立候補した代議員の中から、社員総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長、専務理事、常務理事等の業務執行理事は、理事会

において理事の中から選定する。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員職務)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法定及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
 - 3 副理事長、専務理事、常務理事等の業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
 - 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残任期間とする。
 - 5 役員が欠けた場合又は定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員報酬等)

- 第27条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の一部免除又は限定)

- 第28条 この法人は、役員一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 この法人は、外部役員との間で、一般社団・財団法人法第111条第1

項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5000円以上であらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

- 第29条 この法人に、理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
 - 3 監事及び当番世話人は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の事項を決議する。
- (1) 社員総会の招集に関する事項
 - (2) 理事長の選任及び解任
 - (3) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (4) 多額の借財
 - (5) 重要な使用人の選任及び解任
 - (6) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止
 - (7) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
 - (8) 第28条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結
 - (9) その他この法人の業務の執行に関する事項（社員総会の決議を要する事項を除く。）

(招集)

- 第31条 理事会は理事長が招集する。
- 2 理事会を招集しようとするときは、理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

- 第32条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

- 第34条 理事長が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたとき

は、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、一般社団・財団法人法第95条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録に署名し又は記名押印する者は、理事会に出席した理事及び監事とする。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画は、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 貸借対照表は、定時社員総会において承認後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の処分制限)

第39条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

2 会員に剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

(残余財産の帰属)

第40条 清算をする場合において、この法人の残余財産は、類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人に帰属させるものとする。

2 前項に規定する他の公益社団法人又は公益財団法人は、第17条に規定する社員総会の決議により定めるものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、第17条第2項に規定する社員総会の決議をしなければならない。

(解散)

第42条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 第17条第2項に規定する社員総会による解散の決議があったとき。
- (2) 社員が欠けたとき。
- (3) 合併（当該合併によりこの法人が消滅する場合に限る）。
- (4) 破産手続開始の決定。
- (5) 裁判所による解散命令があったとき。

第9章 学術集会

(学術集会の開催と運営)

第43条 学術集会は年1回開催し、当番世話人が運営する。

2 当番世話人は、理事会において選出される。

3 学術集会の運営に関して必要な事項は、理事会及び社員総会の決議を経て、別に定める。

第10章 情報開示及び個人情報保護

(情報公開)

第44条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(帳簿及び書類等の備付け及び閲覧)

第45条 この法人は、次に各号に掲げる帳簿及び書類等を主たる事務所に備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 社員総会で議決権代理行使をした場合の委任状
- (4) 社員総会で書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書
- (5) 第21条に規定する社員総会の決議の省略をした場合の同意書
- (6) 社員総会の議事録
- (7) 第34条に規定する理事会の決議の省略をした場合の同意書
- (8) 理事会の議事録
- (9) 会計帳簿
- (10) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資に係る見込みを記録した書類
- (11) 各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書
- (12) 財産目録
- (13) 役員名簿
- (14) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重

要なものを記載した書類

(個人情報の保護)

- 第46条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(公 告)

- 第47条 この法人の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第11章 事務局その他

(事務局)

- 第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には所要の職員を置き、理事長が任免する。
3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事会が別に定める。

(委 任)

- 第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会及び社員総会の決議を経て、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この法人は、平成6年11月5日に創立された日本エンドトキシン研究会が一般社団法人日本エンドトキシン・自然免疫研究会として法人格を取得するものであり、この定款はこの法人の成立の日から施行する。

(最初の役員)

- 第2条 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長（代表理事）： 嶋田 紘
理 事： 池田 寿昭 遠藤 重厚 上西 紀夫
熊沢 義雄 嶋田 紘 清水 智治
瀬戸 泰之 高田 春比古 高橋 愛樹
谷 徹 深瀬 浩一 福井 博
丸山 征郎 三宅 健介 望月 英隆
横地 高志
監 事： 切替 照雄 吉川 敏一

- 2 設立当初の役員の任期は、第26条の規定にかかわらず、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(最初の事業計画及び収支予算)

- 第3条 この法人の最初の事業計画及び収支予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

(最初の事業年度)

第 4 条 この法人の最初の事業年度は、第 3 6 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 2 3 年 9 月 3 0 日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第 5 条 この法人の設立時社員（代議員）の氏名及び住所は、次のとおりである。

(住所)

(氏名) 嶋 田 紘

(住所)

(氏名) 谷 徹

(住所)

(氏名) 清 水 智 治

- 2 この法人の設立後、第 6 条第 4 項の規定にかかわらず、日本エンドトキシン研究会の世話人であった者全員 5 6 名を代議員に追加選任する。
- 3 第 1 項及び第 2 項の代議員の任期は、第 6 条第 5 項の規定にかかわらず、平成 2 5 年 9 月 3 0 日までとする。

(法令の準拠)

第 6 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他法令に従う。

上記のとおり、一般社団法人日本エンドトキシン・自然免疫研究会設立のために定款を作成し、設立時社員全員が記名押印する。

平成 2 2 年 9 月 1 7 日

設立時社員 嶋 田 紘

設立時社員 谷 徹

設立時社員 清 水 智 治